

令和4年度

第1回 香川県公共事業評価委員会

令和4年9月7日

## 目 次

○ 議事次第	1
○ 委員会委員名簿	2
○ 香川県公共事業評価実施要領	3
○ 香川県公共事業評価委員会設置要綱	6
○ 香川県公共事業評価委員会傍聴要領	8
○ 再評価対象事業位置図	10
○ 再評価対象事業総括表	11

### 【別添資料】

○ 再評価の視点と対応方針決定の考え方	資料－1
○ 道路改築事業 県道円座香南線（香南工区）	資料－2
○ 社会資本整備総合交付金（道路整備交付金事業） 国道 438 号（飯山工区）	資料－3
○ 大規模特定河川事業 古川	資料－4
○ 大規模特定河川事業 一の谷川	資料－5
○ 大規模特定河川事業 綾川	資料－6
○ 社会資本整備総合交付金（総合流域防災河川事業） 桜川	資料－7
○ 農山漁村地域整備交付金農村集落基盤再編・整備事業 （中山間地域総合整備事業） まんのう地区	資料－8
○ 再評価実施要領	資料－9

# 令和4年度 第1回 香川県公共事業評価委員会

## 議 事 次 第

日 時：令和4年9月7日（水） 9：30～

場 所：香川県社会福祉総合センター7階第1中会議室

- 1 開 会
- 2 開会挨拶
- 3 委員紹介
- 4 委員長及び副委員長の選任
- 5 再評価対象事業の審議  
○ 事業説明及び質疑応答
- 6 詳細審議対象事業について
- 7 その他
- 8 閉 会

香川県公共事業評価委員会委員名簿

(令和4年9月現在)

香川大学 名誉教授	白木 渡
(株) 人間科学研究所 所長	池田 弘子
佐藤好美建築工房 主宰	佐藤 好美
(一社) 香川経済同友会 専務理事	大谷 誠一
香川大学創造工学部 教授	角道 弘文
香川大学創造工学部 教授	末永 慶寛
香川大学経済学部 准教授	福村 晃一

以上 7 委員 (敬称略・順不同)



# 香川県公共事業評価実施要領

## 第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るとともに、事業計画の効果・効率性や事業効果の発現状況等の検証を行うため、県が事業主体となって実施する公共事業の評価（以下「事業評価」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2 事業評価の対象

対象とする事業は、県が事業主体として実施する事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業、局部改良事業等の比較的小規模な事業及び単独事業を除く全ての事業とする。

## 第3 事業評価の区分と対象範囲

事業評価の区分と対象範囲は、以下のとおりとする。

なお、以下に掲げる評価を実施する事業以外の事業についても、国の定める要領及び要綱等に準じ、適宜、適切な時期に評価を実施するものとする。

### 1 新規事業採択時評価

新規事業採択時評価を実施する事業は、以下のとおりとする。

- (1) 事業費を予算化しようとする事業
- (2) 準備・計画に要する費用を予算化しようとする事業

### 2 再評価

再評価を実施する事業は、以下のとおりとする。

なお、再評価を実施しようとする年度に事業が完了又は既に主要な工事を完了している事業については、対象事業から除くことができるものとする。

- (1) 事業採択後5年目で未着工の事業
- (2) 事業採択後10年目（ただし、補助事業は5年目）で継続中の事業
- (3) 再評価実施後5年間が経過している事業
- (4) 上記以外の事業で、再評価の実施の必要が生じた事業

### 3 事後評価

事後評価を実施する事業及び整備計画は、以下のとおりとする。

- (1) 事業完了後一定期間（5年以内）が経過した事業で、県が事後評価を行う必要があると判断する事業
- (2) 整備計画終了後

#### 4 その他

上記1、2及び3以外の評価のうち、社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により事業評価の実施の必要が生じた事業

### 第4 事業評価の実施及び結果等の公表

#### 1 事業評価の実施時期

- ① 第3の1の事業については、当該予算に係る年度の前年度末までに実施する。
- ② 第3の2（1）の事業については、事業採択後5年目の年度末までに実施する。
- ③ 第3の2（2）の事業については、事業採択後10年目（ただし、補助事業は5年目）の年度末までに実施する。
- ④ 第3の2（3）の事業については、再評価実施時から5年間が経過後の年度末までに実施する。
- ⑤ 第3の3（1）の事業については、事後評価の対象となる年の年度末までに実施する。
- ⑥ 第3の3（2）の整備計画については、計画期間の終了後又は計画期間の最終年度中に実施する。

#### 2 評価結果、対応方針等の公表

評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯等とともに公表するものとする。

### 第5 事業評価の手法

事業評価にあたっては、対象事業の特性に応じて評価を行う際に整理すべき指標及び対応方針を決定する際の判断基準等（以下「評価手法」という。）について、適宜設定するものとする。

なお、国の定める要領及び要綱等に規定のある事業の評価を実施する場合は、国の定める要領及び要綱等に基づいた評価手法に準ずるものとする。

### 第6 対応方針の決定

知事は、事業評価の実施に当たり、第三者の意見を求める諮問機関として、香川県公共事業評価委員会を設置し、意見を聴き、その意見をできる限り尊重して、対象事業の対応方針（継続、事業計画の見直し、休止又は中止若しくは改善措置に関する方針等）を決定するものとする。

## 第7 その他

この要領に定めるもののほか、事業評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### 附則

- 1 この要領は、平成24年8月17日から施行する。
- 2 令和2年2月18日 一部改正

## 香川県公共事業評価委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 香川県公共事業評価実施要領に基づき、専門的な見地からの意見を求めるため、香川県公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、知事の諮問に応じ、事業評価に係る県公共事業の対応方針について調査審議し、その適否等について知事に答申するものとする。

2 委員会は、調査審議するにあたっては、事業評価に係る県公共事業のうちから特に重要と認める事業を抽出し、当該事業について調査審議のうえ、知事に答申するものとする。

### (組織)

第3条 委員会は委員7人以内で組織する。

2 委員は、地域の実状をよく理解している公平な立場にある有識者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長は委員が互選し、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総括する。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、委員会の会議を招集することが適切でないと認められるとき、委員の同意を得て、委員への持ち回りの審議により会議の開催に代えることができる。

### (意見の聴き取り)

第6条 委員会は、調査審議するため必要があると認めるときは、委員以外の人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(特例)

第7条 委員会は、市町（一部事務組合を含む。）から当該市町の実施する事業評価に係る公共事業の対応方針について意見を求められた場合においては、第1条及び第2条の規定にかかわらず、当該対応方針について調査審議し、当該市町に答申するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、香川県土木部技術企画課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成10年11月11日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は、知事が招集する。
- 3 平成13年12月18日 一部改正
- 4 平成24年8月17日 一部改正
- 5 令和元年7月30日 一部改正
- 6 令和3年8月20日 一部改正

## 香川県公共事業評価委員会傍聴要領

### (この要領の目的)

第1条 この要領は、「審議会等の会議の公開に関する指針(平成10年3月30日策定)」(以下「指針」という。)に基づき、香川県公共事業評価委員会の会議(以下「会議」という。)を公開する場合における当該会議の運営上必要な事項を定めることを目的とする。

### (傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は一般傍聴席と報道関係者席とに分ける。

2 一般傍聴席は10席とする。ただし、次条第3項ただし書の場合はこの限りでない。

### (傍聴の申込み、受付)

第3条 一般傍聴席で会議を傍聴しようとする者は、会議の開催時刻30分前から開催時刻までの間に、関係の係員に申し出て、備え付けの傍聴受付簿に住所及び氏名を記載し、傍聴の申込みをしなければならない。

2 前項の申込みの受付は、次条に掲げる者を除き、先着順で行うものとする。

3 一般傍聴席で会議を傍聴できる者は、傍聴受付簿に記載した先着10名とする。ただし、会議の議長が、特に必要があると認めたときは、会議の会場のスペース等を勘案のうえ、一般傍聴席の数を増加し、当該増加席数に応じ、次順位者から傍聴を認めることができるものとする。

4 傍聴人は、会議の議長の指示に従い、会議の会場に入場しなければならない。

### (傍聴席へ入場できない者)

第4条 次に掲げる者は、会議の会場に入場することができない。

- 一 酒気を帯びていると認められる者
- 二 異様な服装をしている者
- 三 きょう器その他危険物と認められる物品を携帯し又は獣類を連れた者
- 四 かさ、のぼり、標識、びら、看板、その他これらに類するものを携帯した者
- 五 その他審議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

### (傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければいけない。

- 一 拍手その他公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等審議を妨害しないこと。
- 二 帽子、外とうの類を着用しないこと。
- 三 飲食物を持ち込んで飲食しないこと。
- 四 不作法な姿勢をしないこと。

- 五 所定の席にて傍聴を行うこと。
- 六 会議の議長の許可なく、会議の様態を撮影し、録音しないこと。
- 七 その他秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。
- 八 指針第3項ただし書に基づき、会議が非公開とされた場合には、会議の議長の指示に従い、速やかに退場すること。

(会場の秩序維持)

第6条 傍聴人において前条の規定を守らない者があるときは、会議の議長は、これを注意し、なお守らないときは退場を命じることができる。

附 則

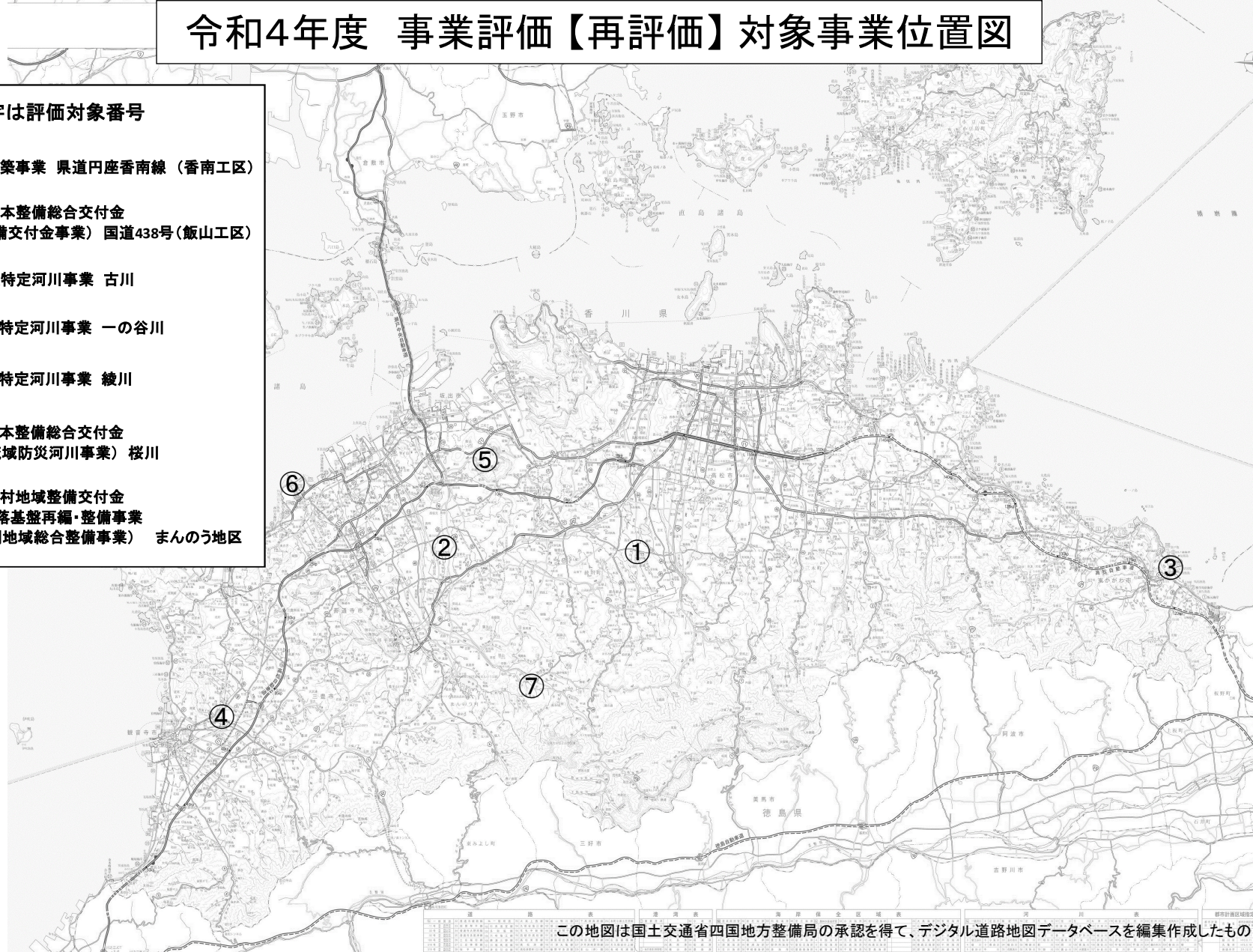
- 1 この要領は、平成19年11月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成24年8月17日から施行する。



# 令和4年度 事業評価【再評価】対象事業位置図

○数字は評価対象番号

- ①道路改築事業 県道円座香南線（香南工区）
- ②社会資本整備総合交付金  
（道路整備交付金事業）国道438号（飯山工区）
- ③大規模特定河川事業 古川
- ④大規模特定河川事業 一の谷川
- ⑤大規模特定河川事業 綾川
- ⑥社会資本整備総合交付金  
（総合流域防災河川事業）桜川
- ⑦農山漁村地域整備交付金  
農村集落基盤再編・整備事業  
（中山間地域総合整備事業） まんのう地区



この地図は国土交通省四国地方整備局の承認を得て、デジタル道路地図データベースを編集作成したものである



令和4年度 事業評価【再評価】対象事業総括表

令和4年9月現在

評価対象番号	事業名	道路・河川名等	事業主体	工事箇所	着手年度	事業完了予定年度	再評価基準		対応方針(案)	前回抽出の有無	摘要
							年数	区分			
1	道路改築事業	県道円座香南線(香南工区)	香川県	高松市	H30(2018)	R19(2037)		B	継続		
2	社会資本整備総合交付金(道路整備交付金事業)	国道438号(飯山工区)	香川県	丸亀市	H9(1997)	R9(2027)	再評価後5年	D	継続		
3	大規模特定河川事業	古川	香川県	東かがわ市	H29(2017)	R20(2038)		B	継続		
4	大規模特定河川事業	一の谷川	香川県	観音寺市	H29(2017)	R30(2048)		B	継続		
5	大規模特定河川事業	綾川	香川県	綾川町	S48(1973)	R30(2048)	再評価後5年	D	継続		
6	社会資本整備総合交付金(総合流域防災河川事業)	桜川	香川県	多度津町	S59(1984)	R10(2028)	再評価後5年	D	継続	●	H29再評価
7	農山漁村地域整備交付金(農村集落基盤再編・整備事業(中山間地域総合整備事業))	まんのう地区	香川県	まんのう町	H24(2012)	R6(2024)		B	継続		
<b>総計 7事業</b>											

■対応方針(案) 継続 7事業

※○:抽出審議  
 ※●:抽出審議+現場調

区分

- A:事業採択後、一定期間経過後未着工の事業
- B:事業採択後、長期間が経過している事業(事業採択後5年目<sup>※1</sup>)の年度末までに実施)
- C:事業採択前の準備・計画段階で一定期間が経過している事業
- D:再評価実施後、一定期間が経過している事業(再評価実施時から5年後の年度末までに実施)
- E:その他(社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要が生じた事業)

※1:国が定める再評価実施要領に基づく再評価対象事業以外の事業については、事業採択後10年目の年度末までに実施。

令和4年度 事業評価【再評価】対象事業総括表(詳細)

評価対象番号	事業名	道路・河川名等	事業主体	工事箇所	着手年度	事業完了予定年度	総事業費(百万円)	3年度まで執行事業費(百万円)	進捗率	残事業費(百万円)	事業の必要性等	事業が長期化している理由	再評価基準		対応方針(案)	摘要
													年数	区分		
1	道路改築事業	県道円座香南線(香南工区)	香川県	高松市	H30(2018)	R19(2037)	14,500	2,554	工事 18% (事業費ベース) 用地 37% (面積ベース)	11,946	高松自動車道(高松西IC)と高松空港を結ぶ高規格道路である空港連絡道路の一部であり、空港へのアクセス時間の短縮、定時性の確保、並行幹線道路の交通渋滞緩和、大規模災害時における緊急輸送道路の確保に資する道路である。	整備区間が長く、事業完了までに多額の費用と期間を要するため、事業が長期に及んでいる。		B	継続	【資料2】
2	社会資本整備総合交付金(道路整備交付金事業)	国道438号(飯山工区)	香川県	丸亀市	H9(1997)	R9(2027)	13,800	12,643	工事 92% (事業費ベース) 用地 99% (面積ベース)	1,157	中讃地域の南北の交通軸となる広域幹線道路の一部であり、交通の円滑化を図り、周辺地域の利便性の向上と産業や観光の振興に寄与するとともに、災害時における緊急輸送道路として重要な道路である。	整備区間が長く、事業完了までに多額の費用と期間を要するため、事業が長期に及んでいる。	再評価後5年	D	継続	【資料3】 H29再評価
3	大規模特定河川事業	古川	香川県	東かがわ市	H29(2017)	R20(2038)	1,889	453	工事15% (事業費ベース) 用地29% (事業費ベース)	1,436	過去に浸水被害を受けており、流域内の人口、資産額等も多いことから、早期の改修が必要のため。	整備区間が長く、多額の費用と期間を要するため、事業が長期に及んでいる。		B	継続	【資料4】 H29整備計画策定
4	大規模特定河川事業	一の谷川	香川県	観音寺市	H29(2017)	R30(2048)	4,855	903	工事13% (事業費ベース) 用地26% (事業費ベース)	3,952	過去に浸水被害を受けており、流域内の人口、資産額等も多いことから、早期の改修が必要のため。	整備区間が長く、多額の費用と期間を要するため、事業が長期に及んでいる。		B	継続	【資料5】 H29整備計画策定
5	大規模特定河川事業	綾川	香川県	綾川町	S48(1973)	R30(2048)	(綾歌工区)8,178	(綾歌工区)1,279	(綾歌工区)工事8% (事業費ベース) 用地49% (事業費ベース)	(綾歌工区)6,899	過去に浸水被害を受けており、流域内の人口、資産額等も多いことから、早期の改修が必要のため。	整備区間が長く、多額の費用と期間を要するため、事業が長期に及んでいる。	再評価後5年	D	継続	【資料6】 H29整備計画変更
6	社会資本整備総合交付金(総合流域防災河川事業)	桜川	香川県	多度津町	S59(1984)	R10(2028)	9,250	7,131	工事87% (事業費ベース) 用地61% (事業費ベース)	2,119	過去に浸水被害を受けており、流域内の人口、資産額等も多いことから、早期の改修が必要のため。	整備区間が長く、多額の費用と期間を要するため、事業が長期に及んでいる。	再評価後5年	D	継続	【資料7】 H29再評価
7	農山漁村地域整備交付金(農村集落基盤再編・整備事業(中山間地域総合整備事業))	まんのう地区	香川県	まんのう町	H24(2012)	R6(2024)	3,113	2,480	79.7%	633	条件が不利な中山間地域において、防災上早急な対応が必要のため池整備や、持続的な営農を可能とする農業生産基盤整備、農村地域に快適に住み続けるための農村生活環境基盤整備について、地元からの要望に即して実施する必要がある。	ため池改修など防災上早急な対応を求められているものから、優先的に実施するなど、限られた予算を効率的・効果的に執行するよう努めているが、国・県及び町の厳しい財政状況により、必要な予算確保が困難な状況であるため、事業が長期化している。		B	継続	【資料8】
<b>総計 7事業</b>																

■対応方針(案) 継続 7事業

区分

- A: 事業採択後、一定期間経過後未着工の事業
- B: 事業採択後、長期間が経過している事業(事業採択後5年目<sup>※1</sup>)の年度末までに実施)
- C: 事業採択前の準備・計画段階で一定期間が経過している事業
- D: 再評価実施後、一定期間が経過している事業(再評価実施時から5年後の年度末までに実施)
- E: その他(社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要が生じた事業)

※1: 国が定める再評価実施要領に基づく再評価対象事業以外の事業については、事業採択後10年目の年度末までに実施。